



# 結婚新生活支援事業



婚姻に伴う新生活を開始する夫婦ともに39歳以下の世帯に対して、新居の購入、リフォーム若しくは賃借又は引越しに関する合計費用のうち、30万円（夫婦とも29歳以下の場合は60万円）を限度に助成します。（所得制限あり）

## 上三川町



## 対象世帯

補助金の交付を受けることができるのは、令和6年4月1日から令和7年3月31日までに婚姻届が受理された次の各号のいずれにも該当する世帯です。

- (1) 補助金の申請日において、夫婦双方が当該住宅の住所に住民登録があること。
- (2) 令和5年分（令和5年1月1日から令和5年12月31日までをいう。以下同じ。）の夫婦の合計所得金額が500万円未満であること。なお、夫婦双方又は一方が、補助金の交付申請時において、貸与型奨学金（公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。以下同じ。）の返済を行っている場合、夫婦の合計所得金額から、令和5年分の貸与型奨学金の返済額を控除した額が500万円未満であること。
- (3) 夫婦双方が婚姻日における年齢が39歳以下であること。
- (4) 夫婦双方又は一方が、過去に国の「地域少子化対策重点推進交付金」の活用に基づく補助金（他の地方自治体を実施するものを含む。）の交付を受けたことがないこと。
- (5) 夫婦双方が町税（町民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、町たばこ税及び国民健康保険税をいう。）を滞納していないこと。
- (6) 夫婦双方が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でない者又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者
- (7) 補助金の交付を受けた日より3年以上継続して町内に居住する意思があること。

## 対象経費

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に支払った、新婚世帯が町内で住宅購入・リフォーム・賃借するための費用及び引越費用。ただし、賃借の場合、賃料及び共益費については3か月分まで、夫又は妻が勤務先から住宅手当の支給を受けている場合は、当該手当分に相当する費用を除きます。

## 申請方法

補助金の交付を受けようとする方は、令和7年3月31日までに、上三川町結婚新生活支援補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、申請してください。

- (1) 婚姻届受理証明書又は戸籍謄本の写し（上三川町以外に本籍がある方）
- (2) 夫婦の所得証明書（市区町村が発行する令和5年分の所得を証明するもの）※令和6年1月1日時点で上三川町に住民登録のない方
- (3) 貸与型奨学金の返済額が確認できる書類（奨学金を返済中の方）
- (4) 住宅の売買契約書及び領収書等の写し（住宅を取得した場合）
- (5) 住宅の工事請負契約書及び領収書等の写し（住宅を新築する工事の場合又はリフォームをした場合）
- (6) 住宅の賃貸借契約書及び賃借に要した費用に係る領収書等の写し（住宅を賃借した場合）
- (7) 引越費用に係る領収書等の写し（引越した場合）
- (8) 住宅手当支給証明書（別記様式第2号）（住宅手当の支給を受けている場合）
- (9) 同意書兼誓約書（別記様式第3号）



## 申請期間

令和6年6月1日から令和7年3月31日まで

令和7年3月中に引越等を予定されている方は、事前にご相談ください。

問合せ先 上三川町 子ども家庭課 母子健康係

☎0285-56-9132





ORIGAMI のまち  
かみのかわ